

相馬都市計画一団地の住宅施設の変更（相馬市決定）

都市計画刈敷田の一団地の住宅施設を廃止する。

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由

刈敷田地区の「一団地の住宅施設」は、昭和49年に、県が進めていた相馬港背後地の工業開発や相馬港の港湾整備を背景として、地理的・地形的にも好条件であったことから、計画的に良好な市街地を形成するために指定され、当時の住宅団地の計画に合わせた建ぺい率や容積率等を指定していたが、その後、区域等の見直しを行い、昭和59年に用途地域（第一種低層住居専用地域、第一種住居地域）を定め、秩序ある良好な環境を有する住宅地として形成されてきた。

本地区の未利用地に、東日本大震災の被災者の移転先となる住宅団地等を整備することとなつたが、本地区は、「一団地の住宅施設」の指定が用途地域と重複して残つており、整備に当たり、規制等の整合が必要となつた。

既に用途地域（第一種低層住居専用地域、第一種住居地域）の規制により、良好な住環境が図られていることから、復興公営住宅の早急な整備を図るため、復興整備計画に記載し、本案のとおり「一団地の住宅施設」を廃止することとする。